

2010年度前期組合総会議案

2010年6月4日

石川康宏

〔2009年度の活動報告〕

(1) 理事会に対する要求書と、それに対する回答の内容は別紙資料にあるとおり。10年度の賃金については、主として人事院勧告に準ずるとの給与規則の規定を理由に減額された。説明に際しては「財政状態が悪いわけではない」「財政を理由としてではない」との言葉が、常務委員会メンバーから繰り返された。

これに対する組合執行委員会の見解は、別紙「意見書」にあるとおり。労使協定は給与規則に優先する。したがって「財政が悪くない」のであれば、この経営を支えるために努力している教職員の給与を保証する立場に立つべきではないのか、というのが趣旨である。それは「はたらく意欲」にかかわり、経営の強化につらなる点も、強調してきた。

(2) 他方で、大学院超過担当手当削減が年度末に打ち出され、10年度4月より実施されることとなった。これに反対する組合執行委員会の「意見書」は別紙のとおり。少数の教員に大幅な年収減少が集中すること、減給の目的のひとつが現代GPなどの補助金支給が切れたこととなっているなど、きわめて問題の多い措置。「意見書」に対しては「他大学と比較して高いから」との返答しかなく、問答無用の姿勢であった。これは、教職員内部に、理事会・常務委員会への不信をつよめるものとなっている。

(3) 09年度の組合総会は、主として人事院勧告に準ずるという給与規則の変更を求めると、現行のままていくのかについての意志の確定を方針とした。これにかかわり、学院財政資料を分析した結果について、私大教連・大私協のスタッフに報告してもらう機会をもった。この学習会の中で、本学の財政状態が健全であること、人事院勧告準拠の大学はますます少数になっていることなどの紹介があった。しかし、学習会の参加者は多くなく、組合員全体に認識が共有されるにはいたらなかった。

(4) 学院組合執行部との交流は活発に行い、上の財政問題の学習会にも執行委員の出席があった。その後も互いのニュース、メールなどの交換を行った。嘱託組合とは、年度当初の新執行委員会名簿の交換にとどまった。

(5) 組合員の親睦を深めることを目的としたレクリエーションには、近年にない多くの参加があった。

(6) 全体として、人件費削減を求める理事会・常務委員会の姿勢が強まるなか、これに的確に対応することのできる組合の力量が試されている。執行委員会が組合活動を主導するのは当然だが、執行委員会の努力を底支えする組合員各人の行動を強めたい。

〔2010年度の活動方針と学院への要求〕

(1) 理事会・常務委員会との交渉や意見交換とともに、中長期の展望をもって組合を強くすることに力点をおきたい。

①労働組合とは何であり、どういう活動をするのかについての学びを深める。

1) 執行委員会ではすでに会議時間の一部を学習にあてはじめているが、これを今後

も毎回実施していく。

2) 組合員全体に参加をよびかける同様の学習会も、前後期1回ずつをめぐりに開催する。

②財政・経営問題に強くなる努力を行う。

1) 私大教連・大私協のスタッフに、本学院財政の分析を継続してもらい、他大学の財政状態との対比をふくむ学習会をお願いします。これも前後期1回ずつをめぐりに開催したい。

2) あわせて学院財政の分析を行う組合の力を強めるために、財政分析を実地に行うワーキンググループを立ちあげる。これには私大教連・大私協の援助を受けるとともに、執行委員も極力参加する。

③組合総会の開催を、かつてのように春と秋の2回にもどし、理事会からの「回答書」に対する組合の「意見」を、できるだけ多くの組合員の参加のもとに作成する。

④組合の各種資料・情報（理事会からの文書をふくむ）の保存を確実にし、組合員のアクセスを容易にし、また意見交換をより容易にするために、ホームページを作成する。

⑤以上のような取り組みを安定して行うために、私大教連・大私協に正式加盟する。加盟費および組合費については、本組合の活動の実態に照らして「調整」を求める。

⑥学院組合・嘱託組合との交流を深め、可能な分野で協力しあう。

⑦常務委員会との交渉には、執行委員だけでなく、できるだけ多くの組合員が参加する。

⑧秋には組合員相互の親睦のために、レクレーションを実施する。

⑨組合規約第3条（「本組合は、神戸女学院大学専任の教職員をもって組織する。ただし、外国より派遣されたもの及び神戸女学院大学を本務としないものは除く」）の改定を検討する。

(2) 学院への要求事項の基本は次のようにする。

①本学院財政の現状と経営の展望について、全教職員への説明を実施すること。

②人事院がマイナス勧告を行った場合、本学ではこれを実施しないという労使協定を締結すること。

③賞与については、09年度水準である5.75ヶ月にもどすこと。

④住宅手当で5000円、特別一時金15000円の増額を行うこと。

⑤大学院超過担当手当の削減を、10年4月に遡ってとりやめること。

⑥職員考課の公平性や適切性を高めること。

⑦学院経営の透明性を高め、大学改革の努力や労働条件の変化などをより正確に反映するために、学内理事を増員すること。